

日本ボーイスカウト 檜原第7団育成会規約

- 第1条 (名称) 本会は日本ボーイスカウト奈良県連盟檜原第7団育成会とする。
- 第2条 (目的) 本会の目的は次のとおりとする。
- (1) ボーイスカウト運動の目的を達成するためにボーイスカウト活動に対して援助を行う。
 - (2) ボーイスカウト活動、教育の主旨の普及に努める。
- 第3条 (会員) 本会の会員になることの出来る者は次のとおりである。
- (1) 正会員、スカウトの保護者。
 - (2) 維持会員、スカウト活動に関心を持っている者。
- 第4条 (入会金) 入会の際に入会金を納入しなければならない。
- 2、入会金は3000円とし、入会時に納入する。
- 第5条 (会費) 会員はすべて会費を納入する義務を有する。
- 2、正会員は、年18000円とする。
 - 3、維持会員の会費は、常任幹事会において決定する。
- 第6条 (経理) 本会の経理は入会金、会費、事業収入、寄付、その他の収入をもって支弁する。
- 2、本会の資産はすべて第2条以外の目的のために支出又は使用してはならない。
- 第7条 (役員) 本会の役員は次のとおりとする。
- (1) 会長 1名、(2) 副会長 若干名、(3) 事務長 1名、(4) 会計 1名、(5) 幹事 若干名、(6) 会計幹事 2名
 - 2、役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。
 - 3、役員は総会において選出する。
- 第8条 (総会) 総会は、本会の最高決定機関である。
- 2、総会は会長が招集する。
- 第9条 (常任幹事会) 会長、副会長、事務長、会計、及び幹事の中より選出された幹事によって構成し会の運営にあたる。
- 第10条 (父母の会) 本規約の目的を達成するために、必要に応じてスカウト役員、指導者を除いた会員により構成する父母の会を設ける。
- 第11条 (規約の改廃) 本規約の改廃については総会の議決による。
- 付 則 最近改正 平成6年10月 2日より実施

日本ボーイスカウト 檜原第7団規約

- 第1条 (名称) 本団は、日本ボーイスカウト奈良県連盟檜原第7団と称する。
- 第2条 (目的) 本団は、ボーイスカウト活動を通じて青少年がその自発活動により自からの健康を築き社会に奉仕し得る能力と人生に有用な技能を体得し、ボーイスカウト日本連盟教育規定の本旨を達成するために教育指導することを目的とする。
- 第3条 (構成) 本団は、隊員の保護者よりなる育成会、団委員会、指導者、スカウト隊員をもって構成する。
- 第4条 (役員) 本団には、次の役員を置く。
- 団委員長 1名、副団委員長 2名、団委員 若干名、事務長 1名、会計 1名、顧問 若干名、会計監査(育成会役員兼務) 2名
- 第5条 (役員の仕事) 団委員長は、各隊指導者を任免し、団委員会、団会議の招集しその議長となる。又、各隊の育成発展と活動に協力し、団全般を総理する。
- 2、団委員長は、本規約第2条を達成するため、育成会員からなる父母の会を運営することができる。
 - 3、副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長が事故ある時はその代理となって業務を行う。
 - 4、団委員は、日本連盟教育規定により各種の運営委員(組織拡張委員、指導者養成委員、進歩委員、野宮行事委員、健康安全委員、財政委員の6種)の業務を行う。

- 第6条 (役員の選任及び任期) 団委員長及び団委員は、育成会総会の議を経て選任し、団委員会において団委員会において団役員を団委員長が選任する。
- 2、任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 第7条 (団委員、指導者としての心得) 団委員及び指導者は、ボーイスカウト精神に則り品性を重じ隊員と保護者の信を託すに足り、社会の信望に応えなければならない。
- 第8条 (団の運営) 本団の運営は、団委員会及び団会議によって行う。
- 第9条 (予算・決算) 本団及び各隊の予算・決算は、団委員会にて編成し、総会の承認を得なければならない。
- 2、本団の経費は、育成会助成金、寄付金、補助金、その他をもってこれに充てるものとし、団会計の運営に関しては団委員会が責任をもつものとする。
ただし、隊費は、各隊で管理運営し別会計とする。
- 第10条 (入隊募集) 本団の隊員は、日本連盟教育規定に基づき団委員会と保護者の承認を得たもので、次に掲げるものを具備しなければならない。
- ①保護者がボーイスカウト運動を理解し入隊の同意を得たもの。
②入隊の審査に合格したもの。
- 2、隊員の募集は、原則として年1回行い、その時期及び募集人員は団会議で決定する。
- 3、他隊からの転籍及び途中入隊は、隊の構成等を勘案して当該隊長の意見を聴き、団委員長がこれを定める。
- 第11条 (隊費) 各隊の隊費は、次のとおり納入する。
- ①ビーバー隊 月額 1500円、②カブ隊 月額 1500円
③ボーイ隊 月額 2000円、④ベンチャー隊 月額 3000円
- 2、徴集方法は、団会議で決定する。
- 3、夏季、冬季などに行う特別隊行事に要する費用については、別途に団委員会及び団会議の議を経て臨時隊費を徴集することができる。
- 第12条 (指導者等の費用負担) 団委員及び指導者のスカウト活動、研修会、講習会等に参加する費用は、団において負担するものとする。
なお、その費用が多額を要する場合は、団委員会で協議のうえ支弁額を決定する。
- 第13条 (慶弔) 本団の役員、会員、隊指導者、隊員等の構成員及び加盟友団の慶弔に関しては、まほろば地区協議会慶弔規定を準用するほか必要と認めるときは、団委員会の議を経て祝儀、香典、見舞を負担する。
- (付 則) (1)本規約に定めない事項は、日本連盟教育規定を準用する。
(2)本規約の改廃は、団委員会の議を経て総会の議決を要する。
(3)本規約最近改正は、平成5年9月12日から実施。

団委員会の任務分担

団委員長	★各隊の育成・発展に努力。 ★各隊の全般監査・活動の協力。 ★団委員会の主宰・団会議の議長。
副団委員長	★教育訓練に関する任務担当。
組織拡張 担当委員	★団組織の理解。 ★登録事務。 ★スカウティングの主旨普及。 ★指導者発見。 ★隊員の獲得。 ★団委員会向上への努力。
指導者養成 担当委員	★指導者選任の責任。 ★研修会等の受講援助奨励。 ★後継者の養成・訓練等の施策。
進 歩 担当委員	★進歩の意義理解。 ★技能章考査の援助。 ★式典への協力。 ★進歩基準の保持協力。 ★進歩の激励・認証業務。
野営行事 担当委員	★ハイキング・キャンプの教育的意義理解。 ★キャンプ適地の 実地踏査。 ★キャンプ用具・訓練教材の確保。 ★団行事の計画 立案・資材資金面の協力。★育成会員の出席促進・会運営への協力。 ★交歓行事の効果的実施への配慮。 ★各種団体等への連絡提携。
健康安全 担当委員	★スカウトの健康増進に関心。集会時の健康面・安全面への配慮。 ★キャンプ適地の実地調査。 ★訓練中の事故対策 ★キャンプの 衛生・安全への配慮。 ★スカウト保険の業務。
財 政 担当委員	★団の資産管理・団財政の責任。 ★各種出納業務 ★年間収支予算の作成・決算報告。